	令和十年四月一日
	令和十二年四月一日
	令和十三年四月一日

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○法務省告示第二十四号

刑事施設等の中に設けられた病院等を検査する場合に立ち会わせる者を指定する告示（昭和二十四年法務庁告示第二十二号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十七日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第二条の規定に基づき、刑事施設、少年院又は少年鑑別所の中に設けられた病院、診療所又はオンライン診療受診施設を検査する場合に立ち会わせる者を次のように指定する。 ［略］	医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第二条の規定に基づき、刑事施設、少年院又は少年鑑別所の中に設けられた病院又は診療所を検査する場合に立ち会わせる者を次のように指定する。 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○文部科学省厚生労働省告示第二号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省厚生労働省令第二号）第八条第四号及び第五号の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十七日

文部科学大臣　松本　洋平

厚生労働大臣　上野賢一郎